事業報告 電子マニフェスト普及率50%達成に向けた取り組み

情報処理センター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の5に規定する電子マニフェストは、その使用者にとって情報管理の合理化につながることのみならず、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が図られることなどのメリットがあります。

環境省では、昨年10月に平成28年度の電子マニフェスト普及率50%の目標達成するための「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定しており、これに従って、JWセンターでも普及促進に努めています。

1. 電子マニフェスト普及のための取り組み

平成26年10月末現在の普及率は37%となっており、更なる普及促進のために、環境省、都道府県等、関係団体と連携し、説明会等を実施しています。平成25年度開催数実績、平成26年度開催数実績（11月まで）については表1のとおりです。

説明会等はHPからお申込みいただけます。

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/event/index.php

表1　説明会開催数（26年度は11月までの実績）

	平成26年度				平成25年度			
	操作説明会	概要説明会	導入相談会	計（増加数）	操作説明会	概要説明会	導入相談会	計
北海道・東北	26	6	0	32（+4）	23	5	0	28
関東	42	17	37	96（+26）	59	11	0	70
北陸・甲信越	15	0	0	15（+5）	10	0	0	10
中部	29	3	44	76（+12）	42	7	15	64
京阪神	15	10	8	33（+18）	10	5	0	15
中国・四国	3	2	0	5（+2）	1	2	0	3
九州・沖縄	14	9	4	27（+2）	18	7	0	25
全国計	144	47	93	284（+69）	163	37	15	215

(1) 電子マニフェスト操作説明会

一人一台のパソコンを用いて、電子マニフェストの基本的操作を体験します。

本年度中の主な開催会場は表2のとおりです。

表2　主な開催会場

地　域	会　　場	日　　程	時　　間	定　員
宮城県	NAV i S 仙台市宮城野区榴岡5-12-55	平成27年2月13日	①10：00～12：00 ②14：00～16：00	30
東京都	ラーニングスクエア新橋 港区新橋4-21-3　新橋東急ビル5F	平成27年1月13日	①10：00～12：00 ②14：00～16：00	24
		平成27年2月17日	①10：00～12：00 ②14：00～16：00	24
愛知県	WORKパソコンスクール 名古屋市中村区名駅3-4-9三登ビル3F	平成27年2月20日	①10：00～12：00 ②14：00～16：00	25
大阪府	PCカレッジ東梅田校 大阪市北区太融寺町5-13東梅田パークビル2F	平成27年1月27日	①10：00～12：00 ②14：00～16：00	30
		平成27年2月4日	14：00～16：00	30
兵庫県	ｎoa　神戸・三宮校 神戸市中央区三宮町1-3-15京町筋安田ビル2F	平成27年2月5日	①10：00～12：00 ②14：00～16：00	20
福岡県	福岡システムLSIカレッジ 福岡市早良区百道浜3-8-332F	平成27年1月23日	①10：00～12：00 ②14：00～16：00	30

(2) 電子マニフェスト説明会

電子マニフェストの仕組み、運用方法、導入方法についてビデオやスライドを使って説明しています。

(3) 導入相談会

電子マニフェストを導入するにあたって、不安な点を相談員に個別に聞くことができる相談会です。

(4) 電子マニフェスト事例発表会

電子マニフェストを利用している排出事業者・処理業者に、実際の運用方法や得られたメリット等について発表していただいています。

本年度中の日程は表3のとおりです。

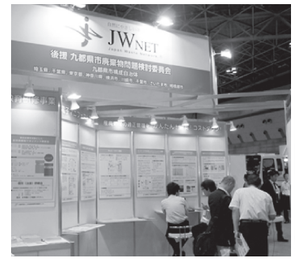


表3　発表会日程

地　域	日　時	運用事例発表者	会場名・住所
東　京	平成27年1月29日（木） 14：00～16：00	事例1：建設業（予定） 事例2：処理業（予定）	AP東京八重洲通り 中央区京橋1-10-7 KPP八重洲ビル13F
大　阪	平成27年2月10日（火） 14：00～16：00	事例1：製造業（予定） 事例2：処理業（予定）	大阪商工会議所 大阪市中央区本町橋2-8 B1A

(5) 展示会への出展

電子マニフェストの仕組み、メリットを広く周知するため、去年5月に東京ビックサイトで開催された「2014年NEW環境展」や11月に広島県立広島産業会館で開催された「エコイノベーションメッセ2014inひろしま」などに出展しました。





(6) マニフェスト情報の有効活用に係る検討会

行政機関による電子マニフェストの積極活用を促すため、自治体担当者が集まり、検討会を開催しています。

事業報告 電子マニフェスト普及率50%達成に向けた取り組み

2. 電子マニフェストシステムの改善

JWセンターでは、電子マニフェストの利便性を高めるために、HP等により改善要望を受け付け、継続的にシステム改善を行っています。平成26年度の改善個所は以下のとおりです。

①入力パターンの検索

マニフェスト登録時に入力パターンを選択する場合、パターン名称等で絞り込み表示ができるようにします。

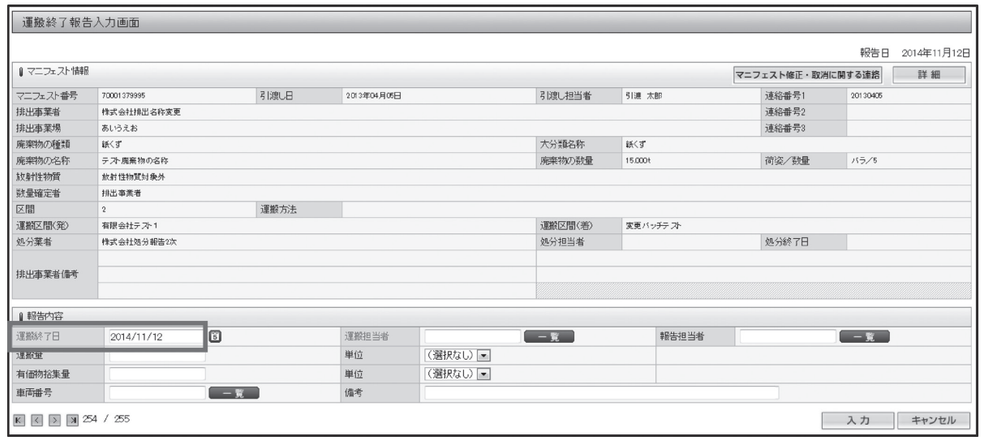
入力パターンを多数設定している方は、目的の入力パターンを探しやすくなります。



②運搬終了報告・処分終了報告・最終処分終了報告の当日日付表示

各報告画面を初期表示した場合、報告日欄に当日日付が表示されます。

報告日の入力負荷が軽減されます。



③2次マニフェストに係る「マニフェスト番号/交付番号」の表示

中間処理業者の方が最終処分終了報告時に「マニフェスト番号/交付番号」欄に入力した番号を、マニフェスト情報詳細画面に表示するようにします。

2次マニフェストに係る情報を管理しやすくなります。



3. スマートフォン（タブレット）の対応機能の構築

近年、スマートフォンやタブレットタイプのパソコンが携帯電話に変わり主流となっております。電子マニフェストシステムもこれらの機器に対応するため、平成26年度には電子マニフェストの登録・報告等の基本機能を開発し、平成27年度中に運用を開始する予定です。

4. 電子マニフェスト手続き方法の簡便化

電子マニフェストの加入手続きや、加入後の変更等の手続きをより簡便にするための変更を行っています。来年度中の運用開始を目指して開発を進めています。

①加入者マイページの提供

新たに加入者マイページを提供します。電子マニフェスト加入者はマイページより自身の加入情報の確認、加入情報・支払方法の変更手続き、加入証・請求書のダウンロード等ができるようになります。

②加入手続きのWeb化

加入申込・加入者情報変更等の手続きを、Web画面から行えるようになります。

現状の加入申込では、Web申込の場合でも書面の郵送が必要となっていますが、加入手続きのすべてをWeb上で行えるようになります。

入力内容の不備がなければ、お申込みの翌日から電子マニフェストが使用できるようになります。

③加入証・請求書のダウンロード

加入証・請求書を加入者マイページからダウンロードできるようになります。

センターからの郵送を希望する場合は、有料となる予定です（価格は未定）。

5. 今後の電子マニフェスト普及

JWセンターでは、平成28年度の電子マニフェスト普及率50％に向けて自治体や業界団体等とも連携を強め、多くの方に電子マニフェストの利便性を知ってもらうための普及活動を継続していくと同時に、利用者からの意見を反映し、システムの利便性を向上に取り組んでまいります。